

国立大学法人京都大学教職員給与規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (教職員の給与) 第 4 条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 16 年達示第 83 号。以下「勤務時間等規程」という。）第 3 条及び第 16 条から第 19 条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（第 22 条による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当及び拠点手当を除いた全額とする。</p>	<p>(教職員の給与) 第 4 条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 16 年達示第 83 号。以下「勤務時間等規程」という。）第 3 条及び第 16 条から第 19 条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（第 22 条による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、<u>拠点手当及び衛生管理手当</u>を除いた全額とする。</p>
<p>(中 略) (俸給の特別調整額) 第 12 条 俸給の特別調整額は、管理又は監督その他の地位にある別表第 9 の職名欄に掲げる職にある者（指定職俸給表適用者を除く。）に対し、同表に定めるところにより俸給の支給に準じて支給する。この場合において、同一の者が同表の職名欄に掲げる職を複数占めるときは、いずれか高い方の額を支給する。</p>	<p>(俸給の特別調整額) 第 12 条 (同 左)</p>
<p>(中 略) (入試手当) 第 33 条の 2 入試手当は、入試業務に従事する別表第 11 に掲げる教員に対し、その区分に応じた手当額を支給する。</p>	<p>(入試手当) 第 33 条の 2 (同 左)</p>
<p>(中 略) (拠点手当) 第 33 条の 5 国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成 16 年達示第 1 号）<u>第 50 条の 4</u>の研究拠点において研究に従事する教員及び最先端研究開発支援プログラムにより雇用される教員には、拠点手当を支給することができる。</p>	<p>(拠点手当) 第 33 条の 5 国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成 16 年達示第 1 号）<u>第 48 条第 1 項</u>の研究拠点において研究に従事する教員及び最先端研究開発支援プログラムにより雇用される教員には、拠点手当を支給することができる。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (同 左) (衛生管理手当) <u>第 33 条の 6 衛生管理手当は、国立大学法人京都大学安全衛生管理規程（平成 19 年達示第 8 号）第 11 条第 2 項の規定により衛生管理者に任命された教職員に対し支給する。ただし、衛生管理業務を主たる業務とする組織として環境安全保健機構長が指定する組織において衛生管理者に任命された教職員には、衛生管理手当は支給しない。</u> <u>2 前項の手当の月額は、3,000 円とする。</u></p>
<p>(特定の教職員についての適用除外) 第 34 条 第 11 条から第 15 条まで、第 17 条、第 20 条、第 23 条から第 26 条まで及び第 28 条から第 31 条までの規定は、指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。 2 第 23 条及び第 24 条の規定は、俸給の特別調整額の適用を受ける教職員には適用しない。</p>	<p>(特定の教職員についての適用除外) 第 34 条 第 11 条から第 15 条まで、第 17 条、第 20 条、第 23 条から第 26 条まで、<u>第 28 条から第 31 条まで及び第 33 条の 6</u>の規定は、指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。 2 第 23 条、<u>第 24 条及び第 33 条の 6</u>の規定は、俸給の特別調整額の適用を受ける教職員には適用しない。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>3 (略) (中 略) (給与の減額) 第37条 教職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第13条に規定する祝日法による休日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。)、勤務時間等規程第13条に規定する年末年始の休日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。) 又は勤務時間等規程第13条に規定する創立記念日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。) である場合、就業規則第34条による職務専念義務免除期間(同条第3号を除く。)、就業規則第43条による妊産婦である女性教職員の健康診査、就業規則第44条による妊産婦である女性教職員の業務軽減等、及び就業規則第58条による就業禁止期間、並びに休暇による場合、その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。 (中 略) 附 則 1～4 (略) 5 当分の間、第37条の規定にかかわらず、教職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。) 若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。) に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(別に定めるものに限る。) により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患にあっては、1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。 (中 略)</p>	<p>3 (同 左) (給与の減額) 第37条 (同 左) 附 則 1～4 (同 左) 5 当分の間、第37条の規定にかかわらず、教職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。) 若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。) に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(別に定めるものに限る。) により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。 附 則 (施行期日) 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第11の規定は、平成23年1月1日から適用する。 (経過措置) 2 この規程の施行の日において、同日前から引き続き結核性疾患による病気休暇又は就業禁止の措置(別に定めるものに限る。) により勤務しない教職員に対する俸給の半減の取扱いについては、改正後の附則第5項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。</p>

改正前			改正後		
別表第9 俸給の特別調整額表（第12条関係）			別表第9 俸給の特別調整額表（第12条関係）		
職名	支給額	備考	職名	支給額	備考
(略)			(同 左)		
保健管理センター所長	60,000 円				
研究拠点		(略)	研究拠点		(同 左)
(略)			(同 左)		
本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第1項に定めるものをいう。)及び部局事務部			事務本部及び部局事務部		
部長及び事務部長	100,000 円		部長及び事務部長	120,000 円	(総長が指定するものに限る。)
課長及び事務長	65,000 円		課長及び事務長	80,000 円	(総長が指定するものに限る。)
室長	65,000 円	(総長が指定するものに限る。)	室長及びセンター長	80,000 円	(総長が指定するものに限る。)
センター長	65,000 円	(総長が指定するものに限る。)		65,000 円	(総長が指定するものに限る。)
(略)					

改正前				改正後			
別表第10 (略)				別表第10 (同左)			
別表第11 (第33条の2関係)				別表第11 (第33条の2関係)			
試験	業務	業務内容	手当額	試験	業務	業務内容	手当額
大学入試センター試験	試験実施責任者	大学入試センター試験の実施を総括する教員	年度当たり 100,000円	大学入試センター試験		(同左)	
	学部試験実施責任者	各学部において大学入試センター試験の実施を総括する教員	年度当たり 60,000円			(同左)	
	試験実施責任者補佐	試験実施責任者を補佐する教員で、大学入試センター試験実施委員会委員のうち、試験実施責任者が指名する教員	年度当たり 40,000円			(同左)	
	救護医師	発病者等に係る救護措置を行う医師	1日当たり 10,000円	試験監督者・リスニング監督補助者	大学入試センター試験の試験監督及びリスニング監督補助を行う教員	1科目当たり 2,500円	
		(略)			(同左)		